資料12

令和4年7月20日 保健福祉政策部 高 齢 福 祉 部 障 害 福 祉 部 世 田 谷 保 健 所

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の令和3年度事業報告について

- 1. 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の運営に係るモニタリング結果報告について 資料12-1
- 2. 梅ヶ丘拠点整備事業(民間施設棟)の運営(サービス提供)及び維持管理に関するモニタリング結果報告(令和3年度事業分)について

資料12-2

資料12-1-1

令和4年7月20日 保健福祉政策部 保健医療福祉推進課

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の運営に係るモニタリング結果報告について

1. 主旨

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」(以下、「拠点」という。)では、広範多岐にわたる施設機能が集積するという利点を生かし、相乗効果により区全体をリードするとともに、拠点全体としての機能を向上させていくことが求められている。

拠点としての役割を果たしながら、サービス水準の維持・向上を図るため、拠点全体 の運営について、令和3年度事業のモニタリングを実施したので報告する。

2. 拠点の概要

- (1) 構成する施設等
 - ①保健医療福祉総合プラザ(以下、「プラザ」という。)
 - ②保健センター
 - ③福祉人材育成・研修センター(以下、「研修センター」という。)
 - ④認知症在宅生活サポートセンター(以下、「認サポセンター」という。)
 - ⑤初期救急診療所
 - ⑥休日夜間薬局
 - ⑦世田谷区医師会及び看護高等専修学校
 - ⑧東京リハビリテーションセンター世田谷(以下、「東リハ」という。)
- (2) 拠点整備の基本的な考え方

梅ヶ丘拠点整備プラン(平成25年12月策定)において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現と、社会状況の変化に応じた新たなサービスや地域での着実なサービス提供を一層推進するため、保健医療福祉の連携のもと、地域のサービスをバックアップし、先駆的な取組みを推進する拠点づくりに向け、基本的な考え方として以下の4つを示している。

- ①全区的な保健医療福祉の拠点づくり
- ②地域環境との共生
- ③多様な交流の創造
- ④官民連携による事業実施

3. モニタリング実施概要

(1) モニタリングの視点について

拠点全体を対象としたモニタリングの実施にあたっては、梅ヶ丘拠点整備プラン を踏まえ、以下の視点に基づきチェックを行う。

- ①拠点全体の円滑な運営
- ②拠点内外の施設との連携及び先駆的取組みの実施
- ③地域との多様な交流の創出

(2) モニタリングの流れ

拠点内各施設において実施するモニタリングや履行確認の結果を踏まえ、拠点内施設の運営事業者で構成されるうめとぴあ運営協議会において、拠点運営に係るモニタリング実施結果案を確認する。確認後の実施結果については、外部による評価として世田谷区地域保健福祉審議会へ報告し意見聴取を行い、その結果を拠点運営に反映していく。

4. 拠点における令和3年度事業の主な実施状況

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応や新型コロナワクチンの集団接種会場としての使用を優先したことに伴い、各施設とも事業規模を縮小し、拠点内外の連携や交流についても縮小しての実施となった。その一方で、感染症対策を徹底しながら連携事業の実施に取り組むとともに、コロナ収束を見据えた事業展開等について拠点内で協議を行った。

- (1)「拠点全体の円滑な運営」に関する事業実施状況
 - ①運営協議会

拠点内の施設の関係者で構成する運営協議会を令和3年6月と令和4年2月の2回開催し、拠点内における連携事業の実施状況やモニタリング、今後の事業 展開のほか、ワクチン集団接種会場への運営協力等について意見交換を行った。

②地域交流会議

区と町会・自治会、商店街、保健福祉関係団体等で構成する地域交流会議を令和4年3月に開催し、地域住民や利用者の視点から拠点運営に関する意見交換を行った。

③情報発信

拠点内の連携事業等の最新の実施状況や今後の事業予定などを紹介する情報紙「うめとぴあ通信」を令和3年11月と令和4年3月の2回発行した。また、保健医療福祉総合プラザにおける令和3年度の拠点内連携事業や地域交流事業等を取りまとめた事業活動報告を令和4年3月に発行するなど、拠点内の取組みを近隣住民や関係機関、団体、施設等に広く発信した。

- (2)「拠点内外の施設との連携及び先駆的取組みの実施」に関する事業実施状況
 - |1||拠点内外の施設との連携
 - ①ワクチン集団接種会場運営(世田谷区医師会、プラザ、保健センター、東リハ) プラザの一部が新型コロナウイルスワクチン接種会場となり、住民接種に先行 して、世田谷区医師会による医療従事者接種が令和3年4月に開始された。同年 5月より開始した住民接種の実施にあたり、会場運営のノウハウ共有や医師の派 遺等、世田谷区医師会と連携協力を図りながら、円滑な会場運営に取り組んだ。 また、障害者専用枠での接種においては、保健センターの専門相談員や東リハ の看護師を配置し、障害状況に配慮しながら安心して接種を受けることができる 環境の確保に努めた。
 - ②福祉用具展示相談会と介護・障害福祉のよろず相談の合同開催 (保健センター、プラザ、東リハ)

保健センターとプラザの連携事業として、令和4年1月に関連事業者16社の協力により普段目にする機会が少ない様々な福祉用具の展示と相談を行うとと

もに、併せて東リハの専門職による介護・障害福祉のよろず相談を実施した。

③手話カフェ (研修センター、プラザ)

研修センターとプラザ、世田谷区聴覚障害者協会の3者が連携して、主に初心者を対象として気軽に手話を学ぶことができる手話カフェを定期的に開催した。

④認知症カフェ (認サポセンター、プラザ)

認サポセンターとプラザの連携により、認知症の当事者やその家族、支援に関わる人や地域住民が気軽に相談し、交流できる認知症カフェ「オレンジカフェ」を年5回開催した。

⑤児童発達支援(東リハ、保健センター)

東リハと保健センター、発達障害相談・療育センター「げんき」、区関係所管課が連携し、発達・発育に遅れが見られる就学前の乳幼児を対象とした児童発達支援事業を実施し、個別指導やグループ指導、家族支援の各プログラム内容に関する月1回の連絡会を開催しながら、サービスの提供を行った。

⑥KAiGO PRiDE in Setagaya 写真展(研修センター、プラザ) 区内の介護従事者が被写体となり、自らの言葉で介護の仕事の魅力を発信する 写真展を令和3年9月から1ヶ月間開催した。

⑦その他

失語症サロンや点字カフェ、ろう高齢者サロン、障害者施設生産品販売会、写 真展(金澤翔子の世界)など拠点内外の施設・団体との連携事業実施を推進した。

2 先駆的取組み

①障害者施設入所者の地域移行支援(東リハ)

東リハの障害者施設入所支援において、各入所者の地域移行に向けた個別支援 計画を作成し、東リハ、区の関係所管やケースワーカー、相談支援事業所、入所 者家族の連携により、支援会議や面談を行うなど、多角的な視点からの支援を実 施した。令和3年度は、グループホームへの入所等13名の地域移行を実現した。

②専門職のアセスメントに基づく児童発達支援 (東リハ)

児童発達支援において、東リハと相談支援機関が連携して支援内容の連絡会を 開催し、専門職(理学療法士、作業療法士)によるアセスメント(対象者の情報 収集、評価、査定等)に基づく支援を実施した。

③認知症当事者参画による認知症イベント(認サポセンター)

認知症カフェやタスキリレーイベント、折り鶴プロジェクト等の開催において、 認知症当事者自身の参画による事業を推進し、認知症への理解促進や支援策の発 信を広く行った。

- (3)「地域との多様な交流の創出」に関する事業実施状況
 - ①ふれあいカフェうめとぴあの運営(プラザ)

プラザ内カフェは、プラザ内各施設の利用者が利用するケースも多く、通常のカフェ運営を通じて利用者等の交流の場を提供した。また、カフェにおいて手話カフェや認知症カフェ、障害者施設生産品販売会等を開催し、事業を通じて様々な立場や世代の人々の交流の場を提供した。

②夏休み小・中・高校生福祉体験(研修センター)

研修センターでは、将来の福祉人材の発掘に向け、若い世代に福祉の理解を進め、介護の仕事へ興味を持ってもらうため、小・中・高校生向けの福祉体験事業を Web 上で実施した。

③RUN 伴 (ランとも) せたがや (認サポセンター)

認知症当事者やその家族、関係者と一般の参加者が、希望丘公園からうめとび あまでのコースをタスキでつないでゴールを目指し、認知症についての普及啓発 を行った。

③ここからカフェ(保健センター、プラザ)

こころの健康を考える区民会議場づくりグループと連携し、絵画や音楽等の講師による独自のプログラムを通じて心と体の不調の改善につなげるここからカフェを定期的に開催した。

④その他

生涯現役カフェや食育カフェ、失語症サロン、ろう高齢者サロン等の実施を通じて、地域や福祉団体との連携を進め、様々な立場や世代の方々との交流促進事業に取り組んだ。

- 5. 令和3年度モニタリング結果(各視点における評価結果)
 - (1)「拠点全体の円滑な運営」に関する評価

拠点全体が稼働して2年目を迎え、地域住民や団体からの意見からも拠点内各施設の取組みが徐々に地域に浸透してきているが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小や中止・延期の他、ワクチン集団接種会場としての施設使用を優先したことから、拠点内の取組みに対する認知度の向上については、引き続き課題である。この点を踏まえると、拠点運営や機能向上への取組みが円滑に進んだと評価することはできないが、運営協議会や地域交流会議等を通じて様々な視点からの意見交換を行いながら、事業実施につなげることができた。

(2)「拠点内外の施設との連携及び先駆的取組みの実施」に関する評価

感染拡大防止の観点から事業規模の縮小を余儀なくされる状況であったが、拠点 内外施設の連携事業は種類・実績数ともに前年度よりも着実に増えてきており、コロナ収束後の本格稼働に向けて事業の下地が整ってきていると評価できる。

また、事業の増加により、拠点内外の施設や団体等との連携が増え、多種多様な事業展開の実現とサービスの向上につなげることができた。

(3)「地域との多様な交流の創出」に関する評価

多様な交流を創出する大規模イベント等の開催を自粛している状況であるが、地域に開かれたプラザ内カフェにおける各種事業をはじめ、拠点内施設の資源を有効活用することなどにより、小規模ではあるが、各種事業を通じて地域との多様な交流の促進に取り組むことができた。

6. 今後の取組み

令和4年度についても、引き続きワクチンの集団接種会場としての使用が一定期間予定されており、事業実施にあたっては制約のある状況が継続するが、事業実績の増加によって生まれた各種団体や地域とのネットワークをさらに広げ、保健医療福祉の拠点として地域に様々なプログラムを提供できるよう、新たな事業の検討を進めていく。また、プラザ内でのワクチン接種やカフェ等の事業並びに様々な広報媒体を活用しながら、拠点における連携事業や先駆的取組みを対外的に広く発信し、拠点の認知度向上をはじめ専門的知識やノウハウを共有できる取組みを一層推進していく。

拠点における令和3年度事業の主な実施状況(令和2年度との主な比較)

令和2年度					
(1)「拠点全体の円滑な運営」に関する事	未夫旭仏仉				
◆情報発信	◆情報発信				
情報紙「うめとぴあ通信」の創刊号を令	情報紙「うめとぴあ通信」を令和3年1				
和3年3月に発行。	1月と令和4年3月の2回発行。また、保				
	健医療福祉総合プラザの令和3年度の事業				
	活動報告を令和4年3月に発行。				
(2)「拠点内外の施設との連携及び先駆的	取組みの実施」に関する事業実施状況				
1 拠点内外の施設との連携					
◆ワクチン集団接種会場運営	◆ワクチン集団接種会場運営				
会場設営や運営のノウハウの共有等のた	令和3年5月に開始した住民接種の実施				
め、世田谷区医師会との意見交換を定期的	にあたり、会場運営のノウハウ共有や医師				
に開催し準備を実施。	の派遣等、世田谷区医師会と連携協力を図				
	りながら会場運営を実施。				
	また、障害者専用枠での接種において、				
	保健センターの専門相談員や東リハの看護				
	師を配置し、障害状況に配慮した接種環境				
	の確保に尽力。				
◆福祉用具展示相談会	◆福祉用具展示相談会と介護・障害福祉の				
	よろず相談の合同開催				
	◆KAiGO PRiDE in Setagaya 写真展やその				
	他(失語症サロン、点字カフェ、写真展(金				
	澤翔子の世界)) などの新規事業の実施。				
2 先駆的取組み					
◆障害者施設入所者の地域移行支援	◆障害者施設入所者の地域移行支援				
	令和3年度は、グループホームへの入所				
	等13名の地域移行を実現。				
(3)「地域との多様な交流の創出」に関す	る事業実施状況				
	◆RUN 伴 (ランとも) せたがやをはじめ、こ				
	こからカフェ、その他(生涯現役カフェや				
	食育カフェ、失語症サロン (再掲)) などの				
	新規事業の実施。				

梅ヶ丘拠点整備事業(民間施設棟)の運営(サービス提供)及び維持管理 に関するモニタリング結果報告書 【令和3年度事業分】

保健福祉政策部 高 齢 福 祉 部 障 害 福 祉 部

1. 民間施設棟の概要

(1) 施設概要

施設名称:東京リハビリテーションセンター世田谷

所 在 地:世田谷区松原六丁目37番1号

(2) 運営情報

運営事業者:南東北グループ

(代表法人) 社会福祉法人 南東北福祉事業団 (障害者支援施設運営) (構成法人) 一般財団法人 脳神経疾患研究所 (高齢者支援施設運営)

事業協定期間:平成27年(2015年)3月31日~令和51年(2069年)3月31日

※施設開設日:平成31年(2019年)4月1日

2. 業務実績、利用状況に関する事項

(1) 利用者数等の状況

資料12-2-2のとおり

(2) 苦情件数・事故件数 (運営事業者の受付案件)

①高齢者支援施設

	 T	
項目	件数	主な内容と対応
苦情	20 件	前年度が35件で、令和3年度は20件であった。
	(前年度 35 件)	前年度はケアの内容が28%だったが、令和3年
		度は、コミュニケーションと説明不足の合計が
		全体の 38%であった。全体の件数は減少したも
		のの、職員の対応についての意見が多かった。
		できるだけ意見を吸い上げ、報告する職員の意
		識が高まったことも考えられる。
		なお、令和3年11月10日に苦情解決部会を開
		催し第三者委員へ苦情受付状況を報告した。
事故	病院 2 件	前年度の3bが5件であったため1件増となり、
事故レベル	老健4件	多くは骨折事故であった。職員のケア内容の統
3b以上	(前年度5件)	一は図られてきているが、延べ利用者数の増加
		とほぼ同数となったと考えられる。

②障害者支援施設

項目	件数	主な内容と対応
苦情	13 件	前年度は職員のスキル不足、部門間や部門内上
	(前年度 17 件)	下間での情報共有の不足が原因だと思われるも

		のが大半だったが、令和3年度はコミュニケーションと説明不足の割合が高かった。 なお、令和3年11月10日に苦情解決部会を開催し第三者委員へ苦情受付状況を報告した。
事故	0 件	前年度は、レベル3b以上は0件であったが、令
事故レベル	(前年度0件)	和3年度についても0件であった。職員の個々
3b以上		の対応力の向上が継続できていると考えられ
		る。

3. 事業計画書で提案した事業等の実施状況

(1) 高齢者支援施設

介護や医療が必要な高齢者が病院等から在宅復帰する際、また在宅で療養生活を送る場合に、地域で安心して暮らし続けられるよう支援する「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」を果たすため、以下の各事業を実施した。

① 介護老人保健施設

一般療養・在宅強化・医療強化・認知症対応の各ユニットによる受入れ及び短期 入所療養介護の常時受入れを実施し、医療的ケアの必要な利用者(経管栄養、留置 カテーテル、吸引、褥瘡処置)の受入れも実施した。また、入所者に対する在宅復 帰支援プログラムを実施し、年間在宅復帰率:61.5%(令和2年度52.4%)であっ た。(年間を通して、在宅復帰超強化型算定。)

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)の感染拡大対策として、短期入所を各ユニット点在ではなく、短期入所のみのユニット(定員 20 名)として運用していたが、年度途中から従来の空床型利用としたことで稼働増となった。

②通所リハビリテーション

長時間(午前~午後)と短時間(午前又は午後)の2種類のサービス提供時間により、生活機能向上のための日帰りの機能訓練等を実施した。訓練等には、パワーリハビリテーション機器やエルゴメーター(有酸素運動機器)等の先進的な機器を活用した。

前年度に続き新型コロナ予防等で短時間利用者の長期キャンセル者が多かったほか、当日の利用キャンセルが長時間・短時間利用者で増加した。

③訪問看護

介護老人保健施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して、24時間対応可能な訪問看護サービスを実施した。利用状況は、1日平均約6名であった。

定期巡回型訪問介護看護と一体型として運営した。重度者(医療依存度の高い方) の申込みや登録者が多かった。

④療養通所介護、認知症対応型通所介護

療養通所介護は、介護老人保健施設と連携して、難病者やがん末期者を対象とした介護サービスを実施した。利用実績として、難病者は5名(うち2名終了)、がん末期は5名(うち4名終了)、要介護度は平均4.8であった。

がん末期だけでなく終末期の利用者が多かった。新規利用申込み 28 件のうち終了は 13 件(うち死亡終了は 8 件)であった。

認知症対応型通所介護は、認知症の方を対象として、生活機能の維持・向上のための生活リハビリや施設内外でのレクリエーション等を実施した。

運営推進会議(利用者とその家族、地域住民の代表者、管轄の地域包括支援センター職員等で構成)については、新型コロナ予防のため区と協議の上で中止とし、 関係者への事情説明と資料配布のみ実施した。

⑤訪問介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援 運営事業者の提案事業として、要介護者の訪問介護(身体介護、生活援助)、訪問 リハビリテーション(身体機能の評価・訓練、動作練習等)、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護(年中無休・24時間体制の在宅生活支援)の訪問型サービス及び居宅 介護支援(在宅要介護者のケアマネジメント)を実施した。また、同施設の介護老 人保健施設や回復期リハビリテーション病院からの退所・退院後のフォローとして、 利用者へ施設内の在宅サービス事業所との連携によるサービスの提案等を実施した。 訪問看護も併用利用者が計 21名(療養通所 1名、訪問介護:2名、訪問リハビリ: 10名、居宅介護支援事業所:8名)となっている。

⑥回復期リハビリテーション病院

運営事業者の提案事業として、在宅復帰や職業復帰を支援する医療・看護・介護をはじめとする入院によるリハビリテーションを年中無休で実施した。実施にあたっては、同施設の介護老人保健施設や併設事業所、関係機関等と連携し、各種専門職員の配置や最新機器等の導入により、先駆的なリハビリテーションプログラムの提供を行った。

(2) 障害者支援施設

介護や医療を含め支援が必要な障害者が病院等から地域移行する際、また地域での 生活を継続する場合に、安心して暮らし続けられるように支援する「障害者の地域生 活への移行・継続支援機能」を果たすため、以下の各事業を実施した。

①施設入所支援

知的、自閉、重複といった障害特性にあわせたユニット構成(各ユニット定員 10名)により、それぞれの分野でキャリアを積んだ職員を配置し、利用者自身で生活を組み立てられるような支援や金銭感覚を養うゲーム、ガーデニング等の趣味活動を実施するなど、地域移行後の生活を想定した取組みを実施した。

また令和2年度下期から個別支援計画書のフォームに地域移行計画を織り込む形に変更し、併せて個別面談前の関係者会議を制度化することで、区保健福祉課や関係事業所との連携を一層強化し、役割分担をしながら地域移行を進めた。

②生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

生活介護(地域移行に向けた日中活動の提供等)、機能訓練(身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等)、生活訓練(食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための訓練等)のサービス提供を実施した。グループの訓練プログラムや利用者との接し方、個別訓練における評価や訓練プログラムの立案について、保健センター専門相談課から技術支援やアドバイスを受けて取り組んだ。

③短期入所

医療的ケアの必要な利用者(児童)及び行動障害等重度障害者の受入れを、看護師を配置することにより実施した。

また、夜勤看護師 1 名体制の日においても、遅番の活用などにより、可能な限り 重度者の受入れを行った。

④児童発達支援

発達・発育に遅れが見られる就学前の乳幼児を対象に、利用契約前に PT、OT、ST、心理士等の専門職によるアセスメントを行った。アセスメントを行うことによって対象児童が最初に取り組むべき課題(歩行の確立、対人意識の向上、認知面の促進など)を保護者と一緒に共有し取り組むことができた。

また、専門職によるアセスメントに基づく個別指導やグループ指導、家族支援プログラムの提供等を実施した。支援の実施にあたっては、保健センター専門相談課乳幼児育成相談、発達障害相談・療育センター「げんき」、区担当課とで月1回の連絡会を開催し、関係機関と連携した取組みを行った。

⑤技術支援

発達・発育に遅れのある子どもを受け入れる保育園や幼稚園、学童クラブ等からの依頼により、専門職を派遣して職員等への支援やアドバイスを行った。その中でも保育園、幼稚園の技術支援ニーズの多くが子どもの行動面や保護者対応に関するものであった。対象者のニーズに応えるため、ニーズに合わせた専門のセラピストを選任し対応した。

⑥放課後等デイサービス

発達・発育に遅れのある就学児童を対象に、主にグループ指導により、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施した。

看護師を1名配置し医療的ケアの必要な利用者をはじめ重度の方を受け入れた。

⑦保育所等訪問支援

発達・発育に遅れのある子どもを対象に、保育園や幼稚園等への訪問支援を行う 事業について、区担当課と連携して関係所管や各園への周知を行った。

⑧基幹相談支援センター

障害者(児)・家族等からの相談に応じ必要な情報提供・助言等を行うほか、相談に関わる人材育成、自立支援協議会事務局運営、他機関との連携業務等を実施した。 会議運営、研修会においては感染対策のためズームによる運営も行った。またガイドライン作成作業の過程では各ぽーとを訪問し、連携を深めることができた。

⑨指定特定·指定障害児相談支援、指定一般相談支援

基幹相談支援センター併設の相談支援事業所を区の委託事業として運営し、児童 発達支援事業所の利用者を中心に、支援サービスの新規利用相談や利用調整等を実施した。実施にあたっては、保健センター専門相談課乳幼児育成相談、発達障害相談・療育センター「げんき」等とで月1回の連絡会を開催し、関係機関と連携した取組みを行った。

ぷらみんぽーとの児童発達支援事業所利用者を中心に、サービスの新規利用相談 や利用調整、モニタリングなどの対応を行い、医療的ケア児についても新規の対応 を行った。

⑩居宅介護、重度訪問介護

運営事業者の提案事業として、居宅介護及び重度訪問介護を開設し、同施設の高齢部門の居宅系サービス事業所と連携して運営を行ったほか、区内で同じ事業を実施している他の事業者との間でもニーズ把握や情報の共有等の連携に努めた。

4. 事業実績の評価と改善の取組み (運営事業者による評価)

(1) 高齢者支援施設

開設3年目で安定的な運営となった事業所もあったが、新型コロナの影響により利用キャンセル等の増加により当初予定していた稼働とならなかった事業所もあった。

介護老人保健施設は、新型コロナの感染拡大対策として短期入所のみのユニット(定員 20 名)としていたものを各ユニット点在(空床型)として運用したことで前年度よりも稼働増となった。

療養通所介護は、定員9名での実施をしたが、がん末期だけでなく終末期の利用者が多く、新規利用申込28件のうち終了は13件(うち死亡終了は8件)となった。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問看護との一体型として運営することが できた。

(2) 障害者支援施設

通園または通学している学校等で新型コロナ感染があり濃厚接触となり利用キャンセルとなった事例が多く発生した。

医療的ケアへの対応では、短期入所と放課後等デイサービスにおいて、看護師等の 人員体制の拡充に努め、医療的ケアの必要な利用者の受入れを実施することができた。

(3) 施設全体

開設3年目として、2年目同様に新型コロナ感染の影響を多く受けた運営であった。 利用者、職員ともに単発での感染発生はあったもののクラスター発生はなかった。しかし、施設内部や連携機関等で感染者が発生し、濃厚接触該当の有無により利用実績に大きく影響が出て予定通りの稼働とならなかった事業所もあった。

他施設や関係団体との連携・交流については、前年度に引き続き新型コロナの影響により各種イベントや地域交流スペースの貸出等が実施できなかった。また隣接する世田谷区立保健医療福祉総合プラザとの連携をはじめ他施設や事業所・関係機関等との連絡会・研修会への参加にも影響が出た。

経営面においては、徐々に改善しているものの引き続き事業の収支バランスの改善が課題である。

5. 事業実績の評価(施設関係所管課による評価)

(1) 令和2年度(令和元年度実績)評価結果に対する現在までの取組み状況

前年度の評価においては、感染拡大防止のための施設の入館制限やイベントの自粛等の影響により、情報発信の不足や関係団体等との連携拡大が課題として挙げられていたが、令和3年度についても、引き続き感染拡大防止の取組みを継続せざるを得ない状況となった。その中でも、保健医療福祉総合プラザをはじめ拠点内施設と連携しながら、拠点の広報紙うめとぴあ通信において施設の特集を組んで発信したほか、介護・障害福祉のよろず相談会をプラザ内の他イベントと合同で開催するなど、可能な限り施設の機能や取組みを発信するよう取り組んだ。

また、施設利用に係る苦情についても年々減少してきており、感染拡大を最小限 に抑えながら、概ね安定した施設運営を維持してきたと評価できる。

(2) 年度評価所見及び評価結果に対する今後の対応(指導・調整事項)

①高齢者支援施設

高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために、医療的ケアの必要な利用者の受入れをはじめ、医療機関からの在宅復帰支援と在宅生活の継続を支援するな

ど、高齢者福祉の中心的な役割を担うことが求められている。

介護老人保健施設については、区が求める要求水準を満たすために、計画的な人材の確保により運営体制を維持し、医療的ケアの必要な利用者の受入れ等を実施している。療養通所介護では、難病者やがん末期者を対象とした介護サービスの提供を行っている。また、同一建物内であるメリットを活かして各施設・事業と連携した取組みとして、回復期リハビリテーション病院において、同一施設内の介護老人保健施設や併設事業所、関係機関等と連携し、各種専門職員の配置や最新機器等の導入により、先駆的なリハビリテーションプログラムの提供を行った。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では人員を補充し訪問看護との一体型として運営を改善するなど、各事業と連携した取組みを継続して実施していると評価できる。

まだ、新型コロナ感染の影響が続いているが、引き続き事業所内の連携を進めるだけでなく、利用者の利便性や意向等も踏まえつつ、地域のサービス事業所と連携した取組みや地域の関係団体との交流を一層進めていく必要がある。

②障害者支援施設

障害者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために、医療的ケアの必要な利用者の受入れをはじめ、地域生活への移行や定着をめざす施設入所支援、障害児等を対象に相談からサービス提供に至るまでの一体的かつ総合的な支援を行うなど、障害福祉の中核施設としての役割を担うことが求められている。

コロナ禍の影響で施設運営に制約を受ける中で、入所後3年以内の地域移行を目指す施設として、区保健福祉課等の関係事業所と連携した取組みの強化や、医療的ケアの必要な利用者の受入れ促進に向けた放課後等デイサービスの送迎における看護師の添乗の実現を図ったことは評価できる。

引き続き3年間の取組みを継続・拡充し、地域移行や医療的ケアの必要な利用者の受入れを進めるとともに、障害福祉の拠点として施設機能の更なる充実を図っていく必要がある。

③施設全体

前年度に引き続き、感染拡大防止を最優先に施設の入館制限や事業の自粛、職員の定期的な PCR 検査等を行うなど感染対策を徹底した結果、施設における感染拡大を最小限に抑え、施設運営に大きな支障を生じなかったことが第一に評価できる。

また、隣接する保健医療福祉総合プラザで実施された新型コロナワクチン接種の障害者専用枠においては、施設の看護師を派遣し、障害状況に応じた対応を図るなど、保健医療福祉の拠点の一翼を担う施設として一定の役割を果たした。

一方、新型コロナ感染による重症化が特に懸念される施設特性から、地域や関係 団体との連携や交流については、取組みの自粛を余儀なくされ、不十分な結果に終 わった。「うめとぴあ地域交流会議」(書面開催)においても今後の取組みや連携に 期待する声が上がっており、コロナ収束後を見据えた今後の事業展開に向け、関係 団体等と具体的な協議を進展させていくことが求められる。

今後とも、感染拡大防止対策に留意しつつ、保健医療福祉総合プラザをはじめ拠点内外の関係施設・機関、地域等との交流・連携をさらに進展させ、拠点施設としての機能や発信力の向上を図るとともに、取組みを充実させていく必要がある。

令和3年度 東京リハビリテーションセンター世田谷 利用者数等の状況

令和4年3月31日現在

				令和3年度実績		令和2年度実績				
	事業種別	定員数	定員数内訳等	延べ利用者	数	1日平均 利用者数		延べ利用者数	1日平均利用者数(令 和3年3月実績)	
	介護老人保健施設	100 名	短期入所 空床利用20名	30,154	名	82.61	名	27,123 名	82.10	名
	通所リハビリテーション(長時間)	25 名		5,133	名	17.40	名	4,649 名	16.15	名
	通所リハビリテーション(短時間)	50 名	午前•午後各25名	11,140	名	37.76	名	9,370 名	32.62	名
	療養通所介護	9 名		1,455	名	4.93	名	1,252 名	4.31	名
高齢	認知症対応型通所介護	12 名	(運営事業者提案事業)	2,144	名	7.32	名	1,548 名	5.88	名
者支援施	訪問介護	_	(運営事業者提案事業)	3,186	名	10.31	名	3,459 名	14.35	名
施設	定期巡回随時対応型訪問介護看護	_	(運営事業者提案事業)	3,512	名	9.62	名	9,035 名	30.71	名
	訪問看護	_		1,735	名	5.88	名	1,621 名	7.42	名
	訪問リハビリテーション	_	(運営事業者提案事業)	3,860	名	13.08	名	3,466 名	13.15	名
	居宅介護支援	_	(運営事業者提案事業) (登録者数)	32,199	名	109.15	名	23,786 名	102.00	名
	回復期リハビリテーション病院	92 名	92床 (運営事業者提案事業)	29,139	名	79.83	名	28,431 名	85.74	名
	障害者支援施設	60 名		16,040	名	43.95	名	18,761 名	49.52	名
	短期入所	28 名	成人20名、児童8名	3,061	名	8.39	名	3,401 名	10.84	名
	生活介護	60 名	通所10名	11,648	名	47.54	名	13,098 名	53.35	名
障害	自立訓練	30 名	機能訓練10名、生活訓練 20名(うち通所20名)	4,942	名	19.69	名	4,566 名	21.41	名
害者支援施	児童発達支援	70 名		11,446	名	47.49	名	7,753 名	43.00	名
施設	放課後等デイサービス	30 名		5,190	名	21.45	名	3,692 名	20.76	名
	居宅介護	_	(運営事業者提案事業)	646	名	2.09	名	465 名	1.50	名
	重度訪問介護	_	(運営事業者提案事業)	61	名	0.20	名	0 名*登録者1名	0.00	名
	基幹相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 指定一般相談支援事業所	_	(相談件数)	7,370	名	28.90	名	4,124 名	23.40	名
合計				184,061	名	597.60	名	169,600 名	618.21	名

※定員数は運営事業者との協定の要求水準書の定めを原則としている。但し、訪問系・相談系の事業には運営規定上、定員の定めがない。